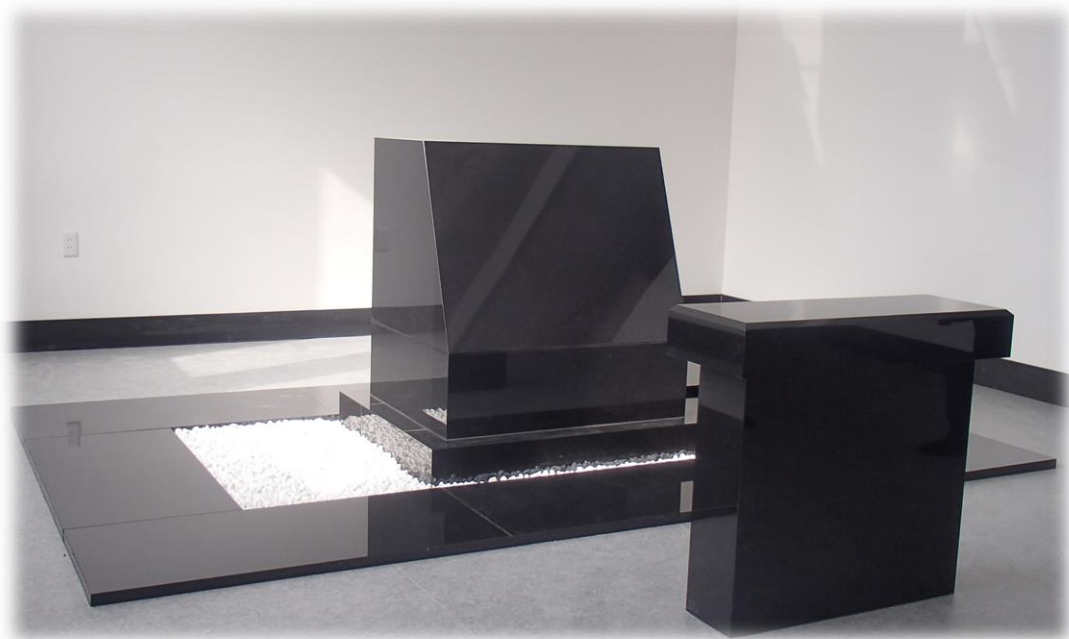


三笠市合葬墓のご案内



合葬墓を利用される方へ

三笠市合葬墓は、骨箱から焼骨のみを取り出して、直接納骨するお墓（骨箱や骨壺での保管は致しません）となりますので、納骨すると二度と取り出すことができなくなります。

合葬墓は、1,000体を収容できます。

十分な収容数を確保していますので、ご利用にあたっては、じっくり考え、ご親族の方と十分に相談のうえ、お申込み下さい。

三 笠 市

合葬墓について

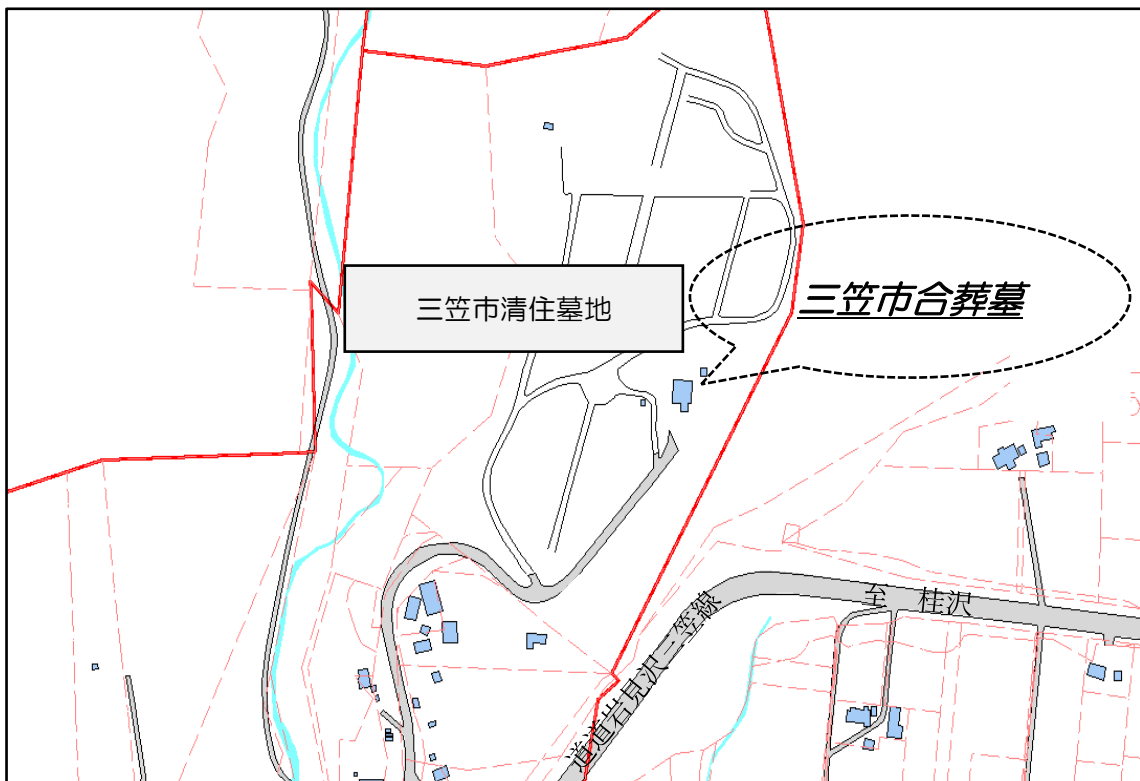
合葬墓は、従来の一般墓地と異なり、一つのお墓に多くの焼骨を一緒に納骨する新しい形のお墓です。

合葬墓は市で管理しますので、少子高齢化や核家族化が進展している社会環境の中で、やむを得ない事情でお墓の継承ができない方や、身寄りがいない方、経済的にお墓を建立することができない方のために、将来にわたり安心して焼骨を納骨するお墓です。

合葬墓の概要

- ・名 称 三笠市合葬墓
- ・所在地 三笠市清住町 244 番地 1 (旧清住火葬場内)
- ・収容数 1,000 体
- ・特 徴 三笠市合葬墓は、室内型の合葬墓です。
冬期や雨天時にも、参拝や納骨が可能です。
記名板を設置しています。

《三笠市合葬墓位置図》



使用できる方（使用要件）

次のいずれかに該当する方が使用できます。

- ◇三笠市に住所または本籍がある方で、焼骨の管理をしている方
- ◇三笠市に住所または本籍があった方の焼骨を管理している方
- ◇市内の墓地使用者で、墓地に埋蔵されている焼骨を合葬墓に改葬する方

使用料について

使用料は、遺骨 1 体当たり 35,000 円です。

※ 屋外に記名板を設置しています。記名板の使用料は別途必要（希望者のみ）となります。

※ 使用料、記名板使用料は申請時のみ必要です。

申請時に必要なもの

- ◇三笠市合葬墓使用許可申請書（市民生活課環境衛生係にあります）
- ◇申請者の住民票
- ◇亡くなった方の火葬許可証、改葬許可証、収蔵証明書（注 1）のいずれか 1 つ
- ◇使用料（1 体あたり 35,000 円）
- ◇印鑑（認印でも可です）

※これらのほか、戸籍などが必要となる場合があります。

（注 1）

火葬許可証	初めて納骨する場合に使用。（火葬時に交付済）
改葬許可証	市内外の墓地等から改葬する場合。（市外の墓地等からの改葬であれば、他市町村の役所で交付）
収蔵証明書	納骨堂の管理者が交付するもの。

お申込み場所・時間

- ◇受付場所：三笠市役所市民生活課環境衛生係（17 番窓口）
〒068-2192 三笠市幸町 2 番地
電話：01267-2-3189（直通） FAX：01267-2-7880
- ◇受付時間：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
（※土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

申請から納骨までの流れ

- ◇市民生活課環境衛生係に合葬墓使用許可申請書等の提出
- ↓
- ◇納骨日の日程調整
- ↓
- ◇使用料、記名板使用料（希望者のみ）の納入
- ↓
- ◇使用許可証の交付
- ↓
- ◇合葬墓に納骨

納骨の仕方について

- ・納骨は、親族・関係者の手により焼骨を骨壺から取り出して、焼骨投入口から行います。（市や管理人は納骨しません）
- ・納骨は、室内型の合葬墓であるため、通年可能です。
- ・納骨の日時は、申請時に市の担当者と協議のうえ決定します。
- ・焼骨以外の副葬品（眼鏡、入れ歯、位牌など）は埋蔵できません。
- ・納骨当日の持ち物
 - ◇焼骨
 - ◇三笠市合葬墓使用許可証
 - ◇焼骨証明書類（火葬許可証、改葬許可証等）
- ・納骨に係る備品等について、香炉、ろうそく立て、花瓶、りんを備え付けてあります。
- ・納骨は、すみやかに行ってください。
- ・納骨時に宗教的儀式を行う際は、周囲の方に配慮してください。
- ・納骨後の骨箱や骨壺の処分を希望する方は、管理人にお申し出ください。

お参りについて

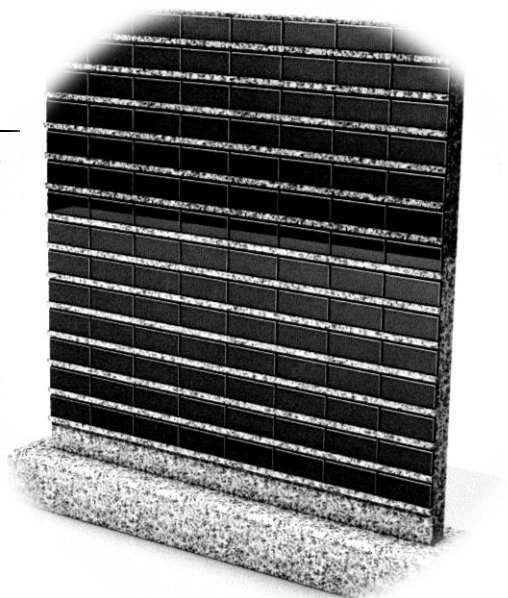
- ・納骨後の参拝は自由にできます。
- ・供物、供花などはお持ち帰りください。
- ・参拝時は他の人の参拝を妨げないようにしてください。
- ・市では宗教的儀式を行いません。
- ・参拝の際の仏具等は準備しておりませんので、必要に応じてお持ちください。

記名板について

- 屋外に記名板を設置しています。ご希望の際は、申請書に記載してください。
- 記名板使用料は、合葬墓使用料（35,000 円/1 体）のほかに、1 名あたり 2,000 円が必要です。

記名板に貼りつけるプレートの作成費として、使用者から業者へ 20,000 円程度（1 枚あたり）の支払いが必要となります。

- プレート作成業者（市内業者に限りです）
奥田石材店（幸町）4-4311
鈴木石材店（唐松春光町）2-3584
- 記名板（プレート）の刻字は、字体、寸法の指定があります。



記名板イメージ→

注意事項

- 納骨時には必ず市で交付した使用許可証を管理人に提出してください。提出されない場合は、納骨できません。
- 納骨された焼骨は返還できませんので、親族の方と十分相談されたうえで申し込みください。
- 焼骨以外の副葬品などは埋葬できません。
- 納付された使用料は返還できません。
- 参拝は自由ですが、供物・供花などはお持ち帰りください。
- 参拝の際の仏具等は準備しておりませんので、必要に応じてお持ちください。
- 生前予約は受付していません。

お問い合わせ先

三笠市役所市民生活課環境衛生係（三笠市幸町 2 番地）
電話：01267-2-3189（直通）
FAX：01267-2-7880